

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 158号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）又は内水面漁場・資源管理総合対策事業に基づきその事業実施主体等がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第 167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

河川名	区域
広渡川	日南市益安橋から下流 100メートルまで

2 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31日まで